

議案第52号

損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、損害賠償の額を定めたいので議会の議決を求める。

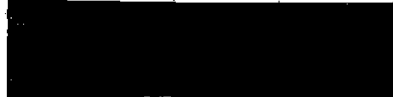
令和4年9月1日提出

朝来市長 藤 岡 勇

損害賠償の額 32,142円

事案発生日 令和3年8月22日

損害賠償の相手方



提案理由要旨

令和3年8月22日にさんとう緑風ホールにおける新型コロナワクチン接種の際に発生した使用済注射針の再使用による事故について、検査のため休業したことにより、損害を与えたことについて示談をするため、損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものです。